

船舶インシデント調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年9月30日 05時28分ごろ
発生場所	岩手県久慈市久慈湾北方沖 久慈牛島灯台から真方位014°5.1海里付近 （概位 北緯40°18.1′ 東経141°51.5′）
インシデントの概要	貨物船富士岩丸は、北進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年11月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 富士岩丸、732トン
船舶番号、船舶所有者等	133267、御前崎海運株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、青森県八戸市八戸港に向けて岩手県釜石市釜石港を出港し、久慈湾北方沖を北進中、機関室付近で異音が発生し、主機が停止した。</p> <p>機関長は、異音に気づき、一等機関士と共に主機を点検したところ、カム軸駆動用アイドルギアの取付ボルトの破断等を認めたので、主機の運転を諦め、その旨を船長に報告した。</p> <p>船長は、A社にえい航及び修理の手配を要請した。</p> <p>本船は、A社が手配した引船で八戸港にえい航され、機関修理業者による主機の点検が行われた結果、主機のカム軸駆動用アイドルギアの取付ボルトの破断、同アイドルギアの歯面にフレット（接触する二物体間に微妙な往復滑りが作用したときに生じる表面損傷のことで、摩耗、腐食、疲労亀裂進展等が生じる場合がある。）による錆及び肌荒れが発生していたことが判明した。</p> <p>カムギアは、クランクギアからカム軸駆動用アイドルギアを介して駆動するようになっている。</p>
分析	本船は、久慈湾北方沖を北進中、主機のカム軸駆動用アイドルギアの取付ボルトが破断したことから、カムギアが駆動しなくなって吸排気弁が作動せず、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、久慈湾北方沖を北進中、主機のカム軸駆動用アイドルギアを取付ボルトが破断したため、カムギアが駆動しなくなって吸排気弁が作動せず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 主機のカム軸駆動用アイドルギアの歯面、取付ボルト等は、定期的に点検し、不具合発見時は増締め、交換等を行うこと。